

大 個 審 第 8 - 1 号
(答 申 第 2 0 号)
平成 1 3 年 9 月 1 4 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 3 年 3 月 2 1 日付け病経第 1 3 8 号で諮問のありましたカルテ等の診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記の理由から、カルテ等診療情報の親族への提供に際して、本人が死亡したり、意識がない等の理由で、本人の同意が得られない場合にあっては、当分の間、従来どおり個別事案ごとに本審議会に諮問することとされたい。なお、これらの諮問によって蓄積された事案の審議結果を踏まえて、具体的かつ明確な基準の設定が可能となった段階で、改めて本審議会に諮問されるよう申し添えます。

記

1 医療情報に関する社会的関心の高まりは顕著であり、インフォームドコンセントの重要性などを踏まえ、カルテ等診療情報の本人への積極的な情報開示が求められる一方、本人が死亡した場合や合理的判断をなし得ない場合にあっては、そのプライバシー保護には万全を期するべきであり、本人以外の者への目的外提供については、極めて慎重に対応する必要がある。

2 本件諮問にある「実質的に世話をしている親族等へのカルテ等の診療情報の提供」については、「本人が合理的判断をなし得ない場合」の本人の病状等に関する医学的基準及び「実質的に世話をしている親族」の範囲についての基準の、具体的かつ明確な設定が、現段階では困難である事が認められる。

また、「実質的に世話をしている親族等へのカルテ等の診療情報の提供」又は「遺族へのカルテ等の診療情報の提供」のいずれの場合にあっては、本人以外の者に提供できる場合の要件等の具体的な基準及び提供する診療情報の範囲の医学的かつ具体的な基準の設定についても、現段階では困難である事が認められる。